

2016年度、青山学院大学経済研究所の助成を受け「公共性とその限界」をテーマとするワークショップが作られた。中村隆之（経済学史）、高嶋修一（日本経済史）、永山のどか（西洋経済史）が運営にあたり、外部講師を招いて6回のワークショップが開催された。本ワーキング・ペーパーでは、その成果に基づき、経済学から考える「公共性」についての中村の考察と次年度に向けた試論を述べる。

Iで経済学から公共性を考える方法についての考察を行う。IIにおいて、報告の概要記録を掲載し、IIIで、報告から学んだことを簡単に述べる。

## I 経済学から考える「公共性」

### 1. 「公共財の理論」は「公共性」を持たない

経済学から「公共性」を考えると、最初に持ち出されるのが、いわゆる公共財の理論である。公共財は非競争性と非排他性という性質を持った財であり、私的財とは異なり、自由市場における生産・取引の結果、最善の（効率的な）供給と利用が行われない。個々人が公共財から得られる便益を表明させることも難しいので、一般的負担である税を原資とし、政府（あるいは公的機関）がそれを供給する役割を果たす必要がある。これが公共財の理論である。

だが、「公共性」について論ずる人々からすると、「公共財の理論」のどこに「公共性」があるのかと批判の対象となる。このとき「公共性」として念頭にあるのは、多数の関わることを議論する政治的討議空間としての公共である。アレントの挙げた古代ギリシャのポリスが、その典型であろう<sup>1</sup>。考えを異にする複数の市民がポリスの善をめぐる議論を延々と闘わせる場こそが、「公共」である。その言論空間での発言者が主張する利害(interest)は、その人の私的利害ではなく、ポリスにとっての利害である。私に関心を持つものは、同時に他者も関心を持つものと想定される。それはinterestの原義が、「inter(あいだに)+est(存在する)」であることから窺われる。このように私的利害とは違う何かが想定され、言論空間で説得し、説得される世界を「公共」と考える限り、経済学の「公共財」には、確かにどこにも「公共性」がない。

---

<sup>1</sup> ハンナ・アレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま文庫、1994年。アレントを理解するに当たり、仲正昌樹のアレントの解説が参考になった（仲正昌樹『今こそアレントを読み直す』講談社現代新書、2009年）。

## 2. アダム・スミスの経済観と「公共性」

市場経済を主たるテーマとする経済学と政治的討議空間としての公共との接点を求めるとすれば、市場経済を相互評価空間と捉えるアダム・スミスの経済観を参照すべきだろう。スミス『国富論』は、各人が自身の経済的利益を追求することを肯定したけれども、経済的利益の獲得は公正な市場における買い手の評価を通じてなされなければならない。自身の生産物が買い手に「値する」と評価されて、初めて自身の利益が得られる。日々、値するものを他者に提供し、さらに他者の生み出すものを値するかどうか評価している世界に生きている以上、人々は評価の公正さに関心を持つ。公正に評価されたいし、公正に評価したいと考える。こうした個々人の意志に支えられた市場経済は、政治的討議空間と同様に、公正な競争ルールに支えられた相互評価空間、つまり公共的空間をなしている<sup>2</sup>。

## 3. システムと生活実感のズレに「公共性」の契機があるという考え方

スミスは、18世紀の時代背景において、自由市場経済にすることによって市場を公正な評価空間に近づけることができると主張した。だが、その主張は、いつでもどこでも妥当する普遍的なものではない。市場の自由化がつねに公正な評価空間を生み出し、さらには人々の潜在能力を發揮させる制度的基盤になると、つねに言えるわけではない。市場が本当に公正な評価空間なのかは、いつの時代にも問い直す必要がある。ここに、経済学における公共性を見出す見解がある。

貨幣というタームがあり、市場というシステムが回っている中で、その価値基準たる貨幣が、我々の「値する」という実感とズレているのではないかという感覚がどこかにあり、そのズレを何とかしなければという問題意識が公共的な関心事として存在するということである<sup>3</sup>。資本主義という多くの人が雇われて働く世界において、その労働への対価である賃金は公正なのか？ 経済開発の結果、豊かな自然や環境が失われたり、健康被害や生命危機が生じたりすることは問題ではないか？ 等々、経済をめぐる様々な問題がシステム上の貨幣的評価と実感とのズレに由来するものである。この問題は、社会で相互評価を担う主体の再生産条件が満たされなくなると、きわめて深刻な問題として浮かび上がる<sup>4</sup>。

---

<sup>2</sup> スミス『国富論』の社会観は、『道徳感情論』の社会観と通底している。スミスの経済論（利己心肯定）と道徳論（利他心肯定）の間に矛盾があるのではないかという、いわゆる「アダム・スミス問題」は経済思想史の研究者たちによって矛盾はないという答えが出ている。だが、経済と倫理がいかにかつ合されているか、完全に接合しえない部分をどう考えるかについては、未だに議論が必要である。その意味で「アダム・スミス問題」は生きており、それは経済において公共性を問うというテーマに密接にかかわってくる。

<sup>3</sup> このズレの感覚を共有し、克服しようとする問題意識を持つところに「公共性」があるという考え方は、稲葉振一郎から学んだ(稲葉振一郎『「公共性」論』NTT出版、2008年、49ページ)。

<sup>4</sup> 高嶋修一の「公共と非公共」という概念設定は、公的タームで成り立つ公共領域は自律的

#### 4. 経済と「公共性」を結び付けることの難しさ

ここまで述べたように、経済学における「公共性」論は、1) 公共的空間として市場経済を捉える点、そして1)を前提として、2) 現実の市場システムの評価と生活実感のズレを公共的関心事とする点、がある。だが、これで経済学における「公共性」論は尽きているわけではない。これで尽きているならば、経済で生じるさまざまな問題を政治的公共空間でしっかり議論しましょう、というだけの話になる。それは確かに重要なことなのだが、システムと生活実感のズレを主題とした議論というのは、果たして持続可能なものなのだろうか？

「システムを問い直す」という大きな話は、問題性が表面化した一時は盛り上がるかもしれないが、大きな話過ぎてどこか現実味を欠き、議論花盛りの時期を過ぎれば日常にかき消されてしまうかもしれない。例えば、格差社会という問題（再生産の危機）は、格差肯定派と否定派が言いたいことを言って盛り上がった後に、議論に深まりを見せることなく沈静化した。これが経済を議題とする公共的討議なのだとすれば、あまりに空しい。「経済学は効率性の科学であり、分配の問題には立ち入らないのだ」という主流派経済学の考えがある以上、経済学と公共性（実りある公共的討議）を結び付けることは、そもそも無理なのだろうか。

#### 5. 「自治」としての「公共性」

経済で生じる問題（システムと生活実感のズレ）が公共的関心事となるという見方をする場合、どうしても経済を公共的な議論を反映した政府が上から制御するという考え方がなりがちである。そこに、そもそも経済＝市場と馴染まない原因があるのではなからうか。経済＝市場は、私的自治を原則とする自律的なシステムである。各人が所有する私有財産を最大限に活用すれば、市場という調整原理が働き、社会は一般的な利益を増進させることができる。このスミスの描いた市場経済は、私の努力と他者の努力が「値する」成果として等価に交換される世界である。だが、当然のことながら、その理想通りには機能しない。私的行為が一般的利益に結びつかなくなり、システムと生活実感のズレが生じる。とすれば、このズレを政府が上から矯正するという発想よりも、私的自治のあり方を見直して自律的システムとして機能する方法を考える方が、経済の成り立ちの根本に合致するだろう。

---

存在ではなく、非公共の支えなくして成り立たないという考えを基にしている。それはつまり、システムだけではシステムを構成する主体の再生産条件を掘り崩してしまうということを指している、と中村は理解している。（名武なつ紀・高嶋修一編『都市の公共と非公共』日本経済評論社、2013年）

こう言い換えてもよい。自身の私有財産を私的利益のために最大限活用することで、資源と知識が最もよく利用され、一般的利益が増進されるのであれば、「私有」財産権制度でよく、「私的」利益追求でよい。だが、そうならないのであれば、資源と知識を有効活用するために別の方法が必要である。自分の所有物だから、最も有効に活用する方法を見出すだろうという話が通用しないとすれば、資源と知識をどう活用するかを財産保有者である個人に委ねるのではなく、別のもっと有効に意思決定できる主体に委ねるべきである。

その決定は、単純に私的なものではないが、合理的計画者という上位の立場から命令されるものでもない。活用すべき資源と知識の利害関係者たちが関与・参加して、意思決定がなされる。この「我々のものを、我々がどうするか決める」というプロセスつまり「自治」のプロセスに、経済における「公共性」がある、と私は考える。

## 6. 残された課題：「自治」成立の条件

「我々のものを、我々がどうするか決める」というプロセスは、会社組織であれ、地方自治であれ、社会・環境問題であれ、さまざまな局面で登場する。その自治プロセスがうまく機能する条件を追求することが、2017年度のワークショップの課題として残されるわけだが、ここでは試案だけを示しておきたい。アレントの示したポリスの公共的討議が自立的個人と複数性を認める作法を必要としたように、ここで問題としている自治プロセスも前提と作法を必要としているだろう。それは「何がわれわれの議論の対象か」が明確であることと、「誰の私物でないものを議論の対象としている」という作法であろう。

## II ワークショップの概要

2015年度に開催した6回のワークショップについて、その概要を講師の先生におまとめ頂いたので、記録として留めておく。

### 1. 「福祉の複合体」史から学ぶもの：多元的な共同性と生の歴史学 (高田実氏、2015年6月17日)

福祉は多層的な共同性に支えられた構造的複合体である。地域や時代の変化に応じて、共同性の量と質が変化してきたが、近代社会では、公権力から自立した「市民」が自律的に構築する公的秩序としての「公共性」が独自の歴史的役割を果たすようになった。この公共性あるいは「非公共性」は、「福祉の複合体」史のあり方にどのように関係していたのか。本報告では、この問題を検討した。

報告の前半では、「公共性」をどのように問題にするべきか、最近ブームとなっているケア論の視点から検討した。まず、「近代市民社会」論が前提としてきた公共性の理念と現実の関係を

問題にし、自立した個人を前提とした理想的な市民社会はどこにも存在せず、現実の社会には複数のパラドックスが含まれていたことを確認した。ついで、共同性の質に注目した場合、〈ヒトの共同性〉と〈モノ・カネの共同性〉には質的差異があり、これまでは後者への関心が強かったが、ケアへの関心が高まる今日の状況のなかでは、一定の時間を背負った特定の空間のなかに創出される前者のあり方が問題とされるようになった。これを検討するに当たり、「自立的個人」を前提としてきた従来の市民的公共性の議論だけでは十分に対処できないのではないかと、「依存する個人」というケア論が提起する問題をしっかりと受け止めながら、公共性論を再構築すべきではないかという問題提起を行った。最後に、「公共性」論として特定の共同性に注目するよりも、歴史のなかに実在する多層的な共同性を同じレベルにおいて位置づける近代共同性論のほうが、歴史の実態を分析するにはより有益ではないかと指摘した。総じて、前半では、公共性／非公共性の線引き以上に、近代社会を織り成す相異なる質をもった多様な共同性の相互関係に注目すべきことを強調した。

後半では、イギリス近現代の福祉史に例をとりつつ、「福祉の複合体」の歴史の変遷の概要を説明した。16～18 世紀にかけては、グローバルな「近世化」の波のなかで崩壊する共同体から放出される貧民の群れに対して、「最後の寄る辺」としての救貧法が整備され、公的な秩序維持が試みられる。その上に、チャリティやアソシエーションを中心としたボランティアによる民間福祉、つまり市民的公共性を前提とした福祉の網を配置し、両者の結合した力で、なんとかして共同体の〈場〉と公的秩序を再建しようとする福祉の複合体の〈近世的編成〉が構築された。

産業革命を経た 19 世紀になると、自立を前面に出した自助イデオロギーが支配的となる。基底にある救貧法はそのまま機能するが、受け入れる人々を厳選するようになる。「働ける貧民」には厳しく救済を拒否し、逆に「働けない貧民」は、一種の「福祉」を提供した。同じく地方の場を前提とした救済でありながら、より工業社会に適合的な共同性への再編がもくろまれる。しかも、労働の共同性を前提とした社会の再建は、民間福祉の場にも貫徹されて、チャリティに加えて、労働組合、友愛組合、協同組合などの労働者の相互扶助組織がつけられる。こうして福祉の複合体は、〈近代福祉社会的編成〉へと編成替えされる。そこでは、あくまで「自助」は現実に可能であるという想定が力をもった。

しかし、19 世紀末大不況のなかで、「自助」の不可能性が認識される。新自由主義 (New Liberalism) のもとで構造的貧困や「社会問題」についての認識が深まり、「福祉」が公共＝国家の課題として認識されるようになる。救貧法を基層としつつも、民間福祉の層の間に、国家福祉の層が加わる。福祉の複合体は、三層構造をとる〈現代福祉国家的編成〉へと衣替えされる。それにより、福祉の複合体を構成する共同性の層の数が増えるばかりか、共同性相互の関係が密になり、複合体の有機的構成は高まる。つまり、官民の福祉の連携が強まるし、従来民間福祉が担ってきた活動の一部を国家が引き受けることで、民間福祉は新しい活動にも手を伸ばす。大戦間期に官民が融合した「社会サービス」の分野で民間福祉が主導権をとったのも、このような変化の現れである。

こうした福祉国家は第二次大戦後にいっそう拡大したが、1980年代以降のサッチャー政権のネオ・リベラリズムのもとで、福祉の複合体は、市場・民営化・自助責任を核とした〈現代福祉社会的編成〉へと編成替えされる。そこでは、グローバルな格差社会の拡大と移民に表現される矛盾が拡大し、深刻な危機が生まれる。それまでの福祉の複合体の各編成は何らかの共同性の強化・再編を基盤としてきたが、グローバルな市場主義の貫徹は、徹底して共同性を解体し、生の寄る辺を破壊することで、「個」自体も押しつぶす。公共性であれ、非公共性であれ、その前提として想定されている共同性そのものの危機が表面化しているのである。さらに、ネオ・リベラリズムは、労働市場の「自由化」を推し進めて、自助の基礎となるべき労働を毀損することで、物心両面での自立や自尊をかえって不可能にする自己矛盾に陥っている。格差社会の底辺部分では「生きづらさの臨界」と称せられる事態が進行しているのだ。

われわれは、GDPで表される貨幣的富の増大に比例するにつれて、生存の危機が進行する歴史の皮肉に直面している。貨幣の量だけが豊かさをもたらすのではなく、人々の生存を担保する共同性の役割が、真の豊かさにとっていかに重要であるか、歴史から学ばなくてはならない。公共性や非公共性をめぐる議論も、こうした歴史の文脈のなかで再検討されなければならないであろう。

## 2. 都市政治の「公共性」とその歴史的変容：東京・大阪ならびに諸外国の都市の事例から

(源川真希氏、2015年12月1日)

報告者は、東京をフィールドに2000年代までの都市政治史を考えてきた。近年の東京・大阪など、個性的な自治体首長の登場にみられるように、従来とは異なる都市政治の展開がある。そこで1970年代末から2000年代を、都市の「公共性」の変容という視点から、ハンブルク、ウィーンなど外国の事例に目配りし検討していく。

1990年代末～2000年代にみられた変化は、東京や大阪の首長の選挙結果に示される。これに関しては、松谷満による「ポピュリスト」型首長支持の構図についての政治社会学的研究がある。また大阪府政・市政については砂原庸介の分析がある。こうした政治レベルの現れ方の前提として、Sassenのグローバル・シティ論などの理論的枠組があるが、東京の都市再生政策における不動産金融の役割と、都政の関わりを論じた平山洋介の研究なども重要である。本報告では、都市再開発の政治過程と都市政治の変容を統一的に理解するため、高嶋修一が提起する「公共・非公共」論を分析の視点とした。「非公共」とは、社会のなかに明文化されない不透明で相互の信任や承認に基礎づけられた何らかの関係が存在し、それが公共的関係の外側で人々の生存あるいは生活を支えるような状態である。

さて報告では、1990年代以後の都市再開発政策の展開と、都市政治の変容との関係について、東京、ウィーン、ハンブルクの事例を比較しつつ検討した。まず1960年代後半、工

業化とオリンピックによる都市改造の歪みが深刻化した東京では、革新自治体が誕生した。その後保守が都政を奪還し、1980年代後半～1990年代前半に臨海副都心を中心とした都市再開発が展開された。さらに世紀末、国家規模での都市再生政策が発動されようとしていた時期に、石原慎太郎が都民の幅広い支持を得た。

他方「赤いウィーン」と呼ばれたとおり、ウィーン市はながく社会民主党の政権が続いた。同市では1990年代から大規模な都市再開発（Donau City）を開始した。同市の政治をみると、1990年代自由党が福祉排外主義を掲げ支持を拡大したが、社民党優位の政治体制は揺らぐことはなかった。とはいえNovyによれば、都市再開発推進のなかで従来の社民党と行政によるネオ・コーポラティズム的構造は変容した。つまり社民党は多数を維持するが、市政運営に不動産資本の影響力が強まり、市政自体が変容したという。ハンブルクでも、ながく社会民主党優位が続いた。世紀転換期に「シル党」（法曹家出身の政治家 Schill の政党）が移民増加のもと治安政策を強調し勢力を拡大した（西田慎、Decker の研究がある）。同時に同市では、都市としての国際的地位の低下が議論され、エルベ河畔の再開発（Hafen City）が進行した。「シル党」の台頭は一時的であり、その後も社民党の優位が続くが、市政構造は何らかの変容を被ったものと思われる。

以上のとおり東京あるいは大阪・ウィーン・ハンブルクでは、都市再開発のなかで既成政治勢力と区別される政治主体の登場が確認できる。東京においても欧米の都市においても、総じて1970～1980年代までは「非公共」が日本型福祉国家とそのもとでの都市政治展開の補完的役割を果たしていた。そもそも自民党政権による利益構造が最大の「非公共」であり、また革新側も一定の「非公共」の担い手であった。自治体でも行政・労組の強い関係とそこから生まれる一種の利益構造、それに福祉政策を通じた分配が存在した。これらは革新自治体からのちの時代においても、所得再分配的機能を担った。多くは制度化されたものだが、後の時代の価値観からみて「公正」とはみなされない場合もある。こうした「非公共」は、1990年代以後解体されていく。まず東京・大阪の場合、ネオ・コーポラティズム的都市行政への攻撃が、ネオ・リベラリズムの傾向を持った「ポピュリスト」型首長によって行われた。この勢力は国策レベルでの都市再開発の推進を後押しする政策展開を試みた。そして大阪で顕著なように自治体職員と労組を既得権の受益者としてスケープゴート化し、福祉国家型「非公共」の解体を促した。だが日本の場合、福祉排外主義の台頭はみられない。もちろん「ポピュリスト」首長の排外主義的傾向は確認できるので、移民の増加などの条件がそろえば同様の事態が発生する可能性があるが。

ウィーンの場合、都市再開発の推進のなかで、ネオ・コーポラティズム＝社民党・労組・行政の一体化とそれによる利益分配（「非公共」を含む）は解体されていく。ハンブルクの検討については今後の課題としたいが、同時に両都市では「ポピュリスト」型政治勢力が台頭した。ウィーンとハンブルクで共通するのは移民排撃と、治安対策の重視、福祉排外主義的傾向であった。他方、「ポピュリスト」型首長がネオ・リベラルな都市政策を推進するという、東京・大阪でみられた事態は、欧州の両都市の場合、顕著ではないようにみえ

る。

都市再開発政策の展開、福祉国家型「非公共」の解体、「ポピュリスト」型首長の台頭という現象の因果関係を考察するには、分析はまだ十分ではない。今後を期したい。

### 3. 美術が「公共」のものになるまで：ルーヴル美術館の創設をめぐる事例を中心として (田中佳氏、2016年1月8日)

近世のヨーロッパにおいては、個人が美術作品を収集するという現象が見られるようになる。それらは閉じられた空間の中で、限られた人とのみ共有されていた。一方、個人コレクションの形成を支えたのは美術市場の発達である。美術品が競売会の場で売買されるようになったことで、作家への注文に依らなくともコレクションが可能になった上、地域や時代を超えた作品へのアクセスの道が開かれた。競売会には売立てに先立って下見会があり、美術品を見る貴重な機会を提供した。さらに、競売会の折に作成されるカタログ（目録）が出版されることで、国際的な販売網が形成され、美術品の流通が加速した。このように美術市場の発達は、個人コレクションの構築と充実を可能にしたと同時に、美術品の受容者の拡大を促す重要な契機となり、「公共化」の素地を整えた。

これと同時期にフランスでは、誰もが無料で入場できる展覧会が定期的開催されるようになり、コレクターでなくとも美術作品を見る場が確保され、美術の公共性が拡大する。17世紀後半から王立絵画彫刻アカデミーが行っていた会員展が、1737年以降定期的開催され、「サロン」として親しまれるようになるのである。入場無料のこのイベントは、回を追う毎に多くの来場者を集めた。その様子を、同時代人びとは「息が詰まりそう」「諸階層の混合」などと描写した。

展覧会の様子は定期刊行物などで紹介されたが、1747年には出品作品の出来栄を詳細に論じた批評が登場する。ラ・フォン・ド・サン＝ティエンヌが匿名で刊行した『フランスの絵画の現状の諸原因に関する考察』は、「公衆 public」の判断を代弁し、その判断を正当と主張した。この慣行破りの批評は、従来の「目利き」や画家たちの大きな反発を引き起こし、美術界全体を巻き込む論争に発展した。これは美術政策にも影響を与え、サロンの審査員団の設置やサロンの出品拒否、開催中止などに繋がった。一方、専門家以外の間には『考察』に好意的な言説も見られ、これに倣ってサロン評を出版する者が増えていった。この批評の流通により、サロンへの来場者の増加に拍車がかかったのはもちろん、実際に会場に来ずとも作品の情報を知ることができるようになり、美術の受容者の益々の拡大に繋がっていく。批評の数と展覧会の来場者数とは、年を追う毎に、比例するように増加していった。

こうした流れの裏で、個人コレクションの公開が望まれるようになり、国王の美術コレクションの公開と美術館の創設への要求が高まっていく。そもそも美術界に大きな衝撃を与えたラ・フォン・ド・サン＝ティエンヌの『考察』は、ルーヴル宮への王立美術ギャラリー



一創設の提案を含んでいた。サロン批評が激しい論争を引き起こしたのは裏腹に、この提案は各方面で好評を得て、1750年にフランスで初めて国王の美術コレクションを公開したリュクサンブール宮ギャラリーが開設されるに至り、これが後にルーヴル宮に創設される美術館の前身となる。このリュクサンブール宮ギャラリーは、当初から暫定措置と位置づけられ、他方ではルーヴル宮に本格的なギャラリーを開設するための検討が始められていた。だが財政的な問題もあってなかなか進展せず、本格的な計画に着手されるのはルイ16世期（1774-1792）に入ってからである。時の王室建造物局総監ダンジヴィレ伯爵（在任 1774-1791）は、展示空間と展示内容の両面にわたって入念なプランを立て、着々と準備を進めた。すでに美術鑑賞者の層が広がり、恒常的に作品を鑑賞できる場の要請の高まっていた状況に応えるもので、計画には公衆への歩み寄りが見られる面もある。たとえば、ダンジヴィレが美術館のために新たに注文した絵画と彫刻の主題と担当作家には、同時代に広く共有されていた関心や、批評に見られる評判などが反映されている。しかしだからといってダンジヴィレは公衆の力に屈したのではなかった。むしろ公衆の影響力を利用して、「徳と愛国的な感情をかき立てる」、「栄誉を与えられた者のイメージ」を示すという理念を実現し、美術館を教育の場に仕立て上げようとしていたのである。フランス革命の混乱の中で計画は中断したものの、最終的に革命政府は1793年8月10日に共和国美術館（現ルーヴル美術館）を開館させた。これ以降、フランスはこの美術館という場を政治に利用し、文化政策の象徴的存在として機能させていくことになる。このルーヴル美術館のモデルは、19世紀に国立の美術館を創設する欧米各国にも参照され、市民教育の場として、あるいはメッセージ掲げるメディアとして、各国の政治や社会の中で重要な役割を果たしていくことになる。

#### 4. 1980年代日本の生協産直

（日向祥子氏、2016年1月29日）

本報告では、1980年代日本の「生協産直」事業がどのような運動であったのか、同事業に参画した諸主体——日本生活協同組合連合会、地域生協、同組合員、生産者——の問題意識、関心の在り様といった側面から接近を試みた。

対象時期における日本の生協活動を、その基軸を占めた購買生協（とくに地域生協）の事業動向から概観すれば、大手量販店や地域有力スーパー、コンビニエンスストアの台頭、中小小売商を中心とした「反生協運動」や、これと表裏一体を成す「生協規制」の機運を背景に、地域生協では店舗事業が停滞する一方、共同購入事業の躍進が顕著であった。1960年代における食品添加物や公害の社会問題化、1970年代における物価上昇の社会問題化は、専業主婦層に「安全・安心」な食品への意識を高めさせ、1980年代以降の物流システムの効率向上やOCR、代金自動引き落とし、冷凍冷蔵配送といった技術革新にも支えられながら、生協における班別共同購入は著しい興隆をみたのである。

他方、1960年代より、都市部の生鮮食品価格上昇を背景に、中央卸売市場を経由せず、セリ取引を原則としない流通方式として、「産直（産地直結）」方式が注目を集めるようになり、農家・消費者それぞれの側から産直の取り組みが企画されるようになっていった。こうしたなかで、日本生活協同組合連合会（以下、日生協）は、（ア）「生協規制」論が依拠する「中小小売商への圧迫」というロジックに対抗し、食糧自給率向上や国内農業振興という文脈で生協陣営を「社会的存在」としてアピールする、（イ）店舗事業が苦戦するなかで、生協の成長を牽引する有望な事業に位置付ける、（ウ）様々に個性的な会員生協を「生産者と消費者の直結した一大運動」の「共闘」へ方向付ける、といった観点から、産直事業に注目し、その拡大に向けた、いわば「アジテーション」を試みていた。

地域生協にとっても、産直事業の位置付けはますます高まっていったが、これに付与された含意・意義は、生協ごとに異なっていた。東都生協は、（ア）物価上昇に対する生活防衛、（イ）生産者と消費者の協同による良品確保、（ウ）農業保護、国内産地保護、（エ）流通資本や寡占メーカーによる流通支配への不信、（オ）子世代への食糧生産基地継承、といった諸点を前面に打ち出したが、生活クラブでは（ア）女性の自己実現、（イ）大量流通・大量消費社会への批判、（ウ）無知で受動的な消費者像への異議申し立て、といった点が運動の指針とされた。また、後の首都圏コープ事業連合（ひいてはパルシステム）に連なる小規模生協では、（ア）安保闘争後の新たな社会運動上のテーマ探求、（イ）「主流派」生協への吸収に抵抗するための独自色の提起手段としての商品開発、といった側面から、産直事業が重視されていた。

農業生産者は、市場流通によって価格形成から排除されることへの不満、消費者との相互理解形成への期待といった点が産直事業に投影され、生協産直に関わるなかで、生産意欲の向上や、農業に対する誇りの高まりも生じていた。

しかしながら、同時代的に日生協が実施したアンケート調査によれば、「安全性」の含意、鮮度、価格形成、品揃えの拡大、適時適量供給といった点をめぐって、生協運営層、生協組合員、農業生産者の間に認識のずれが垣間見えていたし、「地域との共生」や、現代でいうところの「食育」的価値を典型とした社会問題への啓蒙を志向する日生協の姿勢に対しても、地域生協の感応度は決して高くないなどの齟齬がみられていた。

各主体の要求が、農業自体の産業特性、農法、流通、相互理解のいずれに帰せられるべきものであるのか、自分が何を期待し、それが、なぜ、どういった方法で叶えられている／叶えられていない／叶うべくもないのか、実際にはひどく曖昧であり、そうしたなかで、「農業生産者の不安」と「生協（運営層、組合員）の楽観的姿勢」、「日生協によるアジテーション志向の空転」が印象付けられる状況にあった。また、発生史的には市場流通への異議申し立てとして立ち現われた生協産直も、規格化の進展（安全性基準）や、価格形成の困難など、「市場性」の包摂なしに展開することが「可能」でも「賢明」でもない状況が露呈しつつあった。

5. アメリカ都市開発史の研究動向に関する一考察：「公共」の位置づけの変容に注目しつつ（宮田伊知郎氏、2016年2月26日）

「公共を問う——アメリカ都市史における新しい研究動向を題材に」というタイトルで報告をさせていただきました。本発表の目的は、ジョージア州アトランタを舞台とした宮田自身の研究プロジェクトについての報告というより、アメリカ（現代）都市史の最新の研究動向のなかで、どのように「公共性」に関する問いが位置づけられるのかを示すことであった。本報告は、アメリカ都市史全体を網羅したうえでの分析ではなく、あくまで報告者の興味関心に沿うかたちでまとめられたものであるということ、（またこの文に限って言えば）言及する歴史学者の名や著書タイトル等は、紙幅の関係より割愛をさせていただくということ、あらかじめお断りしておきたい。

アメリカと聞くとおおくの人の脳裏に浮かぶのが、「公共」に対する「私」ないしは「民」の優位であろう。たとえば、ゲーテッド・コミュニティ——敷地全体が塀によって囲まれ、警備員が常駐するゲートが唯一の出入口となる分譲住宅地——は、住民や不動産業者によって管理される公園、消防、警備組織など「公共」の施設を内部に備えている。つまり、「公共」が不動産市場のなかで売り買いのできる商品と化しているのである。こうした発想は、新自由主義的な政治経済が定着するなかで急速に普及していった。本年（2016年）の大統領選挙においてバーニー・サンダースの躍進を支えたのは、こうした流れに対するアンチテーゼだったといえよう。

「公共」ないしは「公共性」の惨状について歴史学はつねに批判的な目を向けてきた。新自由主義的な傾向の定着が、どの時点で、いかに、どのように進行したのか検討することは、アメリカ史において重要な課題であった。とりわけ2008年のリーマンショック以降、この傾向は強まったといえよう。だが、それはきわめて現代的な出来事といって良い。1929年の大恐慌後のニューディール体制のもと「公共」への投資は増大し、この流れは「グレイト・ソサエティ（偉大な社会）」の構築をスローガンとしたジョンソン政権期まで続いていた。直裁に言えば、アメリカにおいても「公共」への投資を重んじていた時代があったのである。

歴史学者はこの時代を賛美しているわけではない。多くの研究が明らかにしているように、20世紀なかばに目指された「大きな政府」は、貧困と深く結びつき構造化した人種差別を解決することはできなかつたし、政府主導の経済成長により可能となった大量消費社会の到来は、アメリカ的生活様式の大衆化に貢献をしたものの、性別や階級による社会の断片化を促しもしたのである（たとえば女性は「主婦」としての性役割に縛られることになった）。問いななおさらなければならないのは、このように問題含みであったものの、「公共性」についての熟議また「公共」の充実が、どうして人種・階級・ジェンダーの違いに基づく差別の解消につながらなかつたのか、さらにいかに1980年以降に本格化する新自由主義の進展を導いたかということである。

このことについて考察するにあたり重要な意味を持つのが都市史である。昨今の都市史は、たとえば大きな政府の恩恵がために拡大した郊外住民が（皮肉にも）草の根運動を通していかに「小さな政府」を支持する政治勢力の急成長に貢献していったのかなどを示す。こうした「公共性」の限界を分析する都市史研究でさらに注目すべきなのは、1960年代、70年代に興隆する反開発運動と新自由主義の関係を読み取ろうとする分析であろう。当時、高速道路建設や都市再開発に抗う運動が各都市において盛り上がりを見せた。国家による大規模開発に対する異議申立てであったこれらの運動は、都市特有のありのままの路地の生活、多様性が開発の名の下にブルドーザーの餌食とされていくことを告発した。一握りの専門職エリートによって「公共」の利益のために行われる計画という行為自体の正統性が疑われるようになったのである。

「公共性の限界」というテーマにおいて行った本報告において強調したのは、こうした反開発運動のレガシーが「公共性」への希求がゆえに「公共」への投資を忌諱する方向につながっていった点である。ニューレフト運動などとも結びついた反開発運動は、「公共」ではなく「民」を主体とした都市開発と近くなる。規制に反対し、市場主義を重んずる「民」の開発と、国家権力と対置される多様性は親和的だったのである。ここで、民による開発のなかに「公共」が押し込められてしまう——先に挙げたゲーテッド・コミュニティは、まさにこうした風潮の典型だと言えるだろう。

これから必要なのは、「公共性」や「公共」をめぐる言説がどのような場面で、誰によって、何を成し遂げるために駆動されたのか、ないしはミュートされていったのかを丁寧に分析する作業だろう。リーマンショック以降、格差の拡大、なかでも中産階級の没落、過激さを増す人種差別主義が大きな問題となっているが、そうした現在が、「公共性」の名の下に、いかに到来することになったのかを問うことも大事である。一方で求められるのは、都市住民がどのように独自の「公共性」をつくりあげていったのか、計画や政策にかかわらず発生するつながりを分析する社会史的研究ではないか。「公共性」の限界と可能性はこれからもアメリカ都市史において重要なテーマであり続けるだろう。

### III 報告から学んだこと

高田報告（「福祉の複合体」史から学ぶもの）から、市場経済というシステムが貫徹されることで、そのシステムの中で再生産を維持できない人々が現われる歴史—Ⅰの用語で言えば「システムと生活実感のズレ」の最たるもの—と、それに対して複数のレベルで救済する仕組みを形成していったイギリスの柔軟さを学んだ。そこでの中間組織の自律的活動のなかに、「自治」としての公共性を考えるヒントがあると思えた。

宮永報告（「環境経済・政策学と公共性」）から、環境的価値を守るために中間組織が果たすべき役割について学んだ。環境問題も「システムと生活実感のズレ」であり、それを「外部不経済」と位置づけ、全知の立場からシステムへの内部化を図ることで解決するほ

ど単純な問題ではなく、生活実感の側の価値をいかにシステムに織り込ませるかが重要であり、そこにこそ「公共性」の舞台がある、と考えた。

源川報告（「都市政治の「公共性」とその歴史の変容」）から、市場経済の荒波から人々の生活の再生産を守るべく、多層の再分配機能が形成されてきた歴史、および新自由主義時代においてそれが解体される歴史を学んだ。民主主義が既得権攻撃による(疑似)道徳・(疑似)利益誘導を振りかざすポピュリストを選出してしまう現実を見ると、「公共性」の対象がはっきりしていない問題が浮き彫りになると考えた。

田中報告（「美術が「公共」のものになるまで」）から、国民国家形成期における公衆の成立を、美の公共化という具体的な課程を通じて学んだ。それはまさにスミスの市民社会（＝公共的な相互評価空間）の生成であり、特権階級による独占を崩していく熱を帯びた動きであった。美の公共空間は、ハバーマスが述べた 19 世紀の市民的公共性の理念の一例として興味深い。また、それゆえに、美の公共空間は公衆の大衆化による墮落という道筋を辿るのか、という現代的を内包している。

日向報告（「1980 年代日本の生協産直」）から、公共の利益の担い手たらんとする意志が空回りするという興味深い事態を知ることができた。たとえ公共の利益を目指すとしても、それが経済活動である限り、シビアな競争と各主体の利害主張にさらされており、決してきれいごとだけでは成功しない。経済活動のなかに公共性を見出そうとするとき、そのリアルな制約を忘れてはならない、と改めて認識した。

宮田報告（「アメリカ都市開発史の研究動向に関する一考察」）から、「自治」成立の条件の難しさを学んだ。都市の反開発運動が、公権力による上からの都市開発を否定するゆえに、民間開発を肯定することになってしい、結果として都市の守るべき価値は失われてしまうという矛盾。都市の守るべき価値（例えば近代的開発に対抗したジェイコブスの主張）という曖昧で見えにくいアジェンダでは、決して都市開発を正しい意味で住民自治の下に置くことはできない。我々が何に発言権を持っているのかがはっきりしないならば、その運動に第三者的・事後的にどれだけ意義があると認められるとしても、別の力に飲み込まれてしまうのである。自治としての公共性を考える上で、非常に参考になる報告であった。

※ワークショップ「公共性とその限界」（2015 年度）は、青山学院大学経済研究所の助成を受けました。貴重な研究の機会を与えて下さったことに、深く感謝します。

※ワークショップでご報告下さった 6 名の先生方に、深く感謝申し上げます。また、ワークショップに参加して下さった先生方や大学院生に、よい議論ができましたことを感謝いたします。